

第143回鳥取県都市計画審議会  
議 事 録

(平成27年3月18日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（9名）

片木克男、門脇京子、金山耕平、木谷清人、谷本圭志、辻富美子、張漢賢、濱田香、佐々木秀明

2. 欠席者（7名）

遠藤宏子、里見泰男、猿澤美鈴、島林昌子、徳嶋靖子、坂本昭文、藤縄喜和

3. 説明のため出席した者

県土整備部 山口次長、技術企画課 竹森課長、六條室長  
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 前田室長

4. 傍聴者

10名

5. 事務局

技術企画課 川原係長、河原土木技師、和田土木技師  
住まいまちづくり課 松尾課長補佐

6. 開催日及び場所

日 時：平成27年3月18日（水） 午後2時00分から午後16時40分まで  
場 所：県庁第33会議室（鳥取市東町1-220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案第1号

米子境港都市計画道路の変更

議案第2号

大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取

（3）閉会

## 8. 会議議事

14:00 開会

(竹森課長) 第143回鳥取県都市計画審議会(3月18日)

(竹森課長) 失礼いたします。定刻となりましたので、只今から第143回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。まず、本日まで出席いただいております委員の皆様の出席者数でございますが8名ということで、全委員16名の2分の1以上の出席となっております。後ほど、もう1名、委員の方がいらっしゃると思います。それで8人ですので当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、会議の進行上出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、参考にしていただければと存じます。本日は2つの議案とその他報告事項を予定しております。議案1につきましては米子境港の都市計画の変更でございます。議案2の方は大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取です。議案1につきましては都市計画道路の変更でありますので、都市計画法に基づき、都市計画審議会の議を経るものでございます。議案2につきましては大規模集客施設に関連して関係住民の皆様方から提出されました異議申出につきまして、知事が内容を審査するにあたり、この条例に基づいて都市計画審議会の意見をお聞きするものでございます。従いまして、議案にしながら議を経るといったものではございません。この条例に基づきます都市計画審議会の意見聴取といったものは初めてでございますので、条例と当審議会との関わり、あるいは具体的な内容、関わりと位置づけ、そして具体案件の内容についてあらかじめご説明の方をさせていただき予定でございます。本日はその説明に対しまして質問だとか、事実確認等につきましてご発言いただければと思います。

続きまして、本日は傍聴に来られた方々がいらっしゃいますので、傍聴要領を定めておりますので、読上げさせていただきます。よろしいでしょうか。傍聴者は会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。1. 会議開催中は静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により可否を表明したりしないことをお願いします。2. 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。お願いします。3. 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。お願いいたします。4. 会場におきまして写真撮影、録画をしないでください。ただし、録音につきましてはこの限りでございません。写真撮影、録画、映像が残るものはご遠慮願います。よろしく申し上げます。5. 会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。よろしく申し上げます。そうしますと審議に先立ちまして、鳥取県県土整備部の山口次長よりご挨拶申し上げます。

(山口次長) 鳥取県県土整備部次長の山口でございます。委員の先生方におかれましては年度

末の非常にお忙しい中、本日の都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。早いもので、あと2週間で新年度でございます。昨日あたり20℃を超える温度、今日もなかなか昨日から少し高いようですので、ひょっとすると桜が早く咲くかもしれないと、そういうような春先の様相が届いております。委員の先生方には今年度たいへんお世話になりました。

本日、先程司会進行の方からご説明をさせていただきましたけれども、2つの議案についてご説明をさせていただき、議案1についてはご審議をいただき、議案2につきましては今日説明を中心にさせていただこうと思っております。議案の1つ目でございますけれども、米子境港都市計画道路の変更についてでございますけれども、これにつきましては昨年の7月に第140回の当審議会において予備審議していただきました。これについての本審議をしていただくものでございます。これまでの先生方にたいへんお世話になりました、米子の都市計画マスタープラン、これについても審議をいただいて、これは先日ようやく動くことになりましたけれども、そういうことを踏まえた中での今後の米子市におきます都市計画道路、この在り方について本審議をお願いするものでございます。来年の春から地方創生の話もございますけれども、県の西の顔であります米子市、こういったところの今後の都市地域の発展、そして物流、そして人の交流、こういった観点の方からこの都市計画道路についての是非についてご審議をいただければと思っております。

それから議案2でございますけれども、先程ございましたように、本県初めての審議の内容になりますけれども、大規模集客施設の立地誘導条例に基づきます意見聴取でございます。実はこれ、簡単に少し都計審の先生方をお願いする観点を少しご説明するものですが、都市計画法においては、都市計画区域におきます床面積、これが1万㎡以上の施設、これについて都市計画法の中でいろんな規制を受けます。しかしながら、この1万㎡というものについては、非常に大きな本当に大規模施設だけになってしまうと、鳥取県におきましては、このコンパクトな県、姿等を見た時に、こういった都市計画法に基づくもののみならず、将来を見据えて地域の実情に合った規模の施設の立地誘導、こういったことを行うためにこの条例を定めさせていただいたということでございます。従いまして、本来都市計画法で考えましたのは都市計画審議会において、都市計画区域での1万㎡ということに準ずるということで、この条例に基づくものにつきましても、当審議会の方でこの条例に基づきます意見聴取等についてご意見をいただくと、こういったことをお願いしたいということでございます。

内容については後程ご説明をさせていただきますけれども、そういったことの主旨であるということについてご理解いただければと思うものでございます。特に初めての案件でございますので、改めましてこの制度等につきまして、ご説明を申し上げ、そして本案件についての概要についてご説明させていただいたところでござい

ますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日は2件の議案等がございませぬけれども、ご審議方どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(竹森課長) はい、ありがとうございます。そうしますと最初に会議資料の方を確認させていただきます。次第、よろしいでしょうか。委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領、先程一部読上げました傍聴要領、次に議案説明資料、厚いやつですね。報告事項、以上ですが資料の不足の方、印刷の不明瞭等ございませぬでしょうか。

皆さんよろしゅうございませぬでしょうか。そうしますと議長の谷本会長進行の方よろしくお願ひいたします。

(谷本会長) 皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中ありがとうございます。先程、気温も暖かくなってという話がありましたけれども、今日卒業式をさっきまでやっています、また数日すると新たな1年生が入って来るということで、どんどん我々は下から押し上げられていると、その考え方はけっこういいものなんですけど、そういったことで、無事に年度末を迎えことができましたし、この審議会につきましても何とか今日まで進めることができたということで、皆さん感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今日ですけれども、先程次長、事務局の方から話がありましたけれども、事前に開催通知でお知らせいたしました2つですね、議案第1号米子境港都市計画道路変更、あと議案第2号ですね、大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取ということでご審議いただきたいと思ひます。いつもと同じですけれども、審議に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。木谷委員、張委員よろしくお願ひいたします。では早速ですけれども、議案第1号から始めたいと思ひます。両三柳中央線ですね、西福原河崎線について説明を事務局からお願ひします。

(六條室長) 失礼します。都市計画室長の六條といいます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。では、議案第1号米子境港都市計画道路の変更について説明をさせていただきます。まず、米子境港都市計画道路の変更ということですが、実際に変更いたしますのは3つ路線がございませぬ。先程、説明がございましたように、第140回の昨年7月の都市計画審議会でご審議いただいたのが、この3つありますところの一番上の両三柳中央線というところからございませぬ。それと、この両三柳中央線の新たに決定に伴いまして、これに関連しての変更というのはこの西福原河崎線になるので、この2件を最初に説明させていただきたいと思ひます。

この両三柳中央線につきましては昨年の7月の都市計画審議会において審議させていただきました。その後、関係者への説明をさせていただいたということ踏まえまして、今回本審議をお願ひするものでございませぬ。本日は改めて計画内容について一通りご説明をさせていただきまして、その流れの中で前回の予備審議でいただいたご意見への対応方針ですとか、関係者説明の実施結果、こういったものを説明させていただきたいと思ひます。なお、計画内容については前会の予備審議の時から、主な変更はございませぬ。では、両三柳中央線の説明に入りたいと思ひま

す。議案の概要につきまして、主要な諸元を表しております。まず、路線名については3・4・32号両三柳中央線、この番号の意味は下に四角で囲ってありますけども、まず最初の1つ目の3というのが、これ道路の区分になります。今回は幹線の街路ということで3番になっています。これが山陰道ですとか、自動車専用道路になりますと1番という区分の付け方をしております。それから4ですけども、これは規模を表すものでございまして、道路の幅員ごとに番号が決まっております。今回は16mとか17mというような道路ですので、4番というようなことでつけております。最後の番号が一連番号になりまして、この米子境港都市計画区域の中でこの3・4とつくのがたくさんありますけれども、ここの路線は32番目の路線というところの通し番号になっております。今回決定しますのは、延長が2,400m、それで道路規格としましては、都市部の都道府県道第4種第2級となっています。代表幅員は16mで車線数は2車線ということでございます。

次に位置ですが、米子市から境港市へ向かう弓浜半島の付け根のあたりと言いますか、図面で言いますとこの太い青い線が国道431号になります。それから、米子市内の大きな道路としまして、こちらに両三柳西福原線という、こちらも4車線の県道がございまして、ちょうどこれの間を通るところの県道ということでございまして、起点がこちらの皆生西原線という県道との交差点になります。ここから境港方面に向かいますと、ここがJR境線の弓ヶ浜駅という駅ですが、こちらのところを地名で言いますと夜見町樋口といったところです。全線が約5.5kmの県道になります。それで県道と、大きな県道2ヶ所所でちょうど交差しているというところで、それぞれ道路の性格がちょっと変わっております。境港市側から行きますと区間の①、ちょうど中央、両三柳付近で区間の②、東福原で区間③というふうに段階を分けて考えております。

まず、区間の①につきましては、沿道住民の方々の生活道路というところで、こちらについては大きな交通の流れというのは特にございませぬ。それで、現在も交通安全対策としましてカラー舗装などで対策を取っているところでございます。それから区間の②、区間の③につきましては、広域的な幹線道路網を形成する市街地内の道路というところでございますので、今回この区間②と区間③について整備ですとか、都市計画決定について検討しようというものでございます。それで、まず区間②の両三柳周辺の状況、課題でございまして、こちらにつきましては、幅員が狭小で歩道ですとか、歩道の右折レーンというのが設置されておられません。従いまして、交通安全ですとか交通円滑化の対策というのが必要な状況でございまして、それから、ちょうど並行して走っております国道431号の渋滞対策、こういったものが課題になっております。それからこの地区のちょうど中央付近に救急医療機関博愛病院というのがございまして、それで、ここにちょうど作った道路としては、使い勝手が悪いというような状況がありましてこれを改善する必要があると。それから、安倍三柳線というこれも都市計画道路がこの図面でいきますと左の方にあります

けれども、こちらは米子市の方で現在整備を行っているところでございまして、これが出来るとまた交通の流れが変わるといふようなところ、今後の交通量増加への対応が出来るといふような状況でございます。それで次に写真を付けております。この写真の1をご覧いただきますと、中央線がないぐらいの、何とか小型車では離合ができますけれども、こういったところで交差点になりますと当然ながら右折レーンもありませんし、写真のようになりますけれど、それで1台こう右折待ちが出ると後ろにズラッと並ぶといふような渋滞がよく発生している状況です。写真の2、3にありますように歩道がないという状況で、通学路にもなっているようでございますので、自転車ですとか歩行者の通行には交通安全上の危険が伴っているという状況でございます。

次に、区間②のさらに米子市寄りの区間③東福原周辺部の課題というところでございます。こちらにつきましても区間②と同様、幅員が狭小、歩道右折レーンがないというふうなところで、交通安全や交通円滑化の対策が必要でございます。また、同様に431号の渋滞対策というものも必要な状況というところでございます。写真で見ますと写真1、2、3と付けておりますけれども、歩道がない状態。それで先程と同様に、写真の4のように右折車両がこう1台止まりますと後ろにズラッと並ぶと、渋滞が生じるといったような状況があるところでございます。この将来交通量というものを推計しております。(1)が平成42年の推計交通量でございます。特段道路を改良せずに現状で推計した数字でございまして、数字はこれ1日当たり100台というふうです。例えば、この431号ですと4万600台といふような数字、こんな数字になります。(2)で区間②、こちらの、先程の区間②を整備した場合の交通量の変化というものを示しております。これは、この①の数字からどれだけ変わるかという差の分だけを表しているものでございます。推計結果によりますと、431号の交通が3,100台ですかね、交通量が減るといふふうなところ、こちらの実際の区間の②のところだと、6,100台はこちらのところではバイパスという計画で変わりませんが、こちらの300台といふのが5,900台、かなりこっちに転換されると。さらにちょっと赤丸はつけていませんけれども、こちら側の両三柳西福原線。こちらの4車線の県道につきましても1,300台ですとか1,200台といったような交通の減少が見られるといふような推計結果になっております。以上のような課題に対する整備都市計画決定の方針ですが、先程も申しましたように(1)、(2)、(3)、(4)といったような課題があります。それに区間③についても、(1)、(2)といったような課題でございます。

整備方針としましては、①と③を比較しましてこの(3)番(4)番、こういったところの理由から、区間②の方を先行して今回幹線道路として都市計画決定をしようといふふうな方針としております。それで、東福原周辺部の方につきまして、前回予備審議の方で、この青枠の中ですけれども、ご意見いただいております。両三柳周辺部の整備によりまして、東福原周辺部の交通量増大というのが推計されて

いますが、その対策や沿道住民への説明が必要ではないかといったようなご意見をいただきました。これにつきましては、渋滞対策として沿道住民の皆さまへ丁寧に説明をさせていただきながら、右折レーン整備等の沿道改良といったものを、これ現在も実施しているところでございます。なお、市道の先程ございました安倍三柳線ですとか、そういったような道路の、道路網の変化に伴いまして交通量の変化というのがあると思います。これにつきましては、交通量の動向というのを踏まえまして、ただし、住民の皆さまの意見をお聞きしながら、東福原周辺部のこの都市計画決定の方向性というのを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

では、実際区間②のところのルートです。ではどういうふうにそういった課題を解消していくかという手法についてでございます。今回は案1、案2、案3といったふうに3つの案を作りまして、これで比較検討を行いました。

まず、案の1につきましては、現道を拡幅していく案でございます。図面でいきますとこの緑の線になります。こちらにつきましては、密集市街地の中をこう現在の県道は通っておりますので、それを拡幅するとなると、こちらにあります補償対象家屋・店舗、こういったものがかなりの数が上がってまいりまして、事業費が極めて高価になるといったようなところ。当然ながらまちづくりにも、あまり移転家屋が多いので、影響がかなり大きいといった案でございます。2つ目の案はバイパスの北側ルートでございます。これについては水色の線になります。大きな構造物といいますと、博愛病院というのがありますので、それを1つこう意識しながらルートというのを引いております。それでこのルートになりますと、最も経済的ではありますが、道路としてこう1回、2回カーブが、結構急なカーブが入るということで、線形的には余りよろしくない。それで、この博愛病院のちょうど駐車場のところを通過する関係で、病院の駐車場がかなりなくなってしまうというふうなところ、それから住宅地と病院とが分断されるといったようなところ、なかなか地元の皆さまですとか、病院の方との合意形成が難航されますというふうになっております。それでさらに、第3案としましてバイパスのこの南側ルートでございます。これにつきましては、経済性で見ますと案②よりは高価になるんですが、線形が良いとするところ、それから病院自体に余りこう影響がないということで、住民の皆さまとか病院との円滑な合意形成がこう結ばれるというふうなところでございます。経済性というのも求めながらもまちづくりの関連で、住民の皆さまですとか、病院の方との合意形成、こういったものを勘案しまして今回、この案の3というのを採用してございます。

道路の内訳ですけれども、このセンターライン、中央線、これを含みまして上下の車道が3mが2車線、それから停車帯というのが1.5mありまして、0.5m、こちらは歩道と車道を分離する歩車道境界ブロックですとか、防御柵、こういったものを整備する路上施設帯、さらにその外に自転車歩行者道が3mありまして、全幅が

16mの計画でございます。

そして、何ヶ所か大きな市道ですとか県道と交差するんですが、交差点では右折レーンを設けるようにしています。交差点付近では沿道の利用というのはなるべくさせないというところがありますので、この停車帯という 1.5mを縮小して 0.5mを路肩という形にしております。3mの右折車線が増えますけども、この停車帯が1mずつ減ることで全体的には1mプラスの17mという計画にしております。

お手元の資料の方には、この資料のページからA3でちょっと三つ折りをしておりますけども、さらに詳細図面をつけております。こちらについてですけれども、ちょうど赤で着色しているところ、こちらについて今回両三柳中央線として都市計画決定をしようとする区域でございます。1枚目、2枚目、3枚目をちょっと見ていただきたいと思うんですが、正面のスクリーンに今映っておりますけれども、こちらが関連する都市計画道路、今回の変更を1つ目の道路の西福原河崎線というものでございます。それで、こちらの図面のところ、交差点のちょうどバチのところ、黄色い着色がしてあると思います。この部分が、こちらの西福原河崎線の変更部分と、新たに今回区域としては拡大するような形で、都市計画を変更しようするところでございます。詳細についてはちょっと次にまた説明させていただきます。今回この計画について、地元の関係者の皆様へしっかりと説明をしまいいりました。関係者説明としましては、平成25年の11月からこの27年の1月まで住民説明会として、加茂の10地区、河崎の2地区、店舗事業所、病院、大沢川の管理組合、加茂公民館、こういったところへの個別説明という形にさせていただいております。順を追って説明させていただきます。

まず、ルートを選定についてです。関係者の方から病院来訪者用の駐車場利用者はお見舞がほとんどで、通院者はわずかであると、そのためバイパスについては博愛病院の南側を通すのではなく、博愛病院の北側を通すのが理想だというようなご意見でした。これについては、県の方の回答としましては病院への影響が大きいと、配慮が必要であるとともにその宅地への影響を極力少なくすることが必要であるというところで、これは先程案の説明でありました、案の2の方を言っておられる意見だったようですけども、案の3の選定をいたしましたというふうな説明でございます。

次、道路の選定にあたり狭小な残地が発生しないよう極力配慮をしていただきたい。また、残地が発生する場合は地権者への補償対応を検討していただきたいというご意見がありました。これにつきましては、今後詳細設計を進めていく中で対応を検討していくことにしております。

次に、バイパス東端周辺に関しましてでございます。まず、1つ目に自分の土地が道路計画にかからないようバイパスの東端をさらに東側に移してほしい。用地を買収されたくないといったご意見がありますが、県道を最大限活用するという計画としておりますので、ちょっとバイパスの東端を移すことはできないというような

対応です。

続きまして、今回の計画では、交差点西側の田が狭くなり、稲作を諦めざるを得ない、そのため、田を全て買収していただきたいといったご意見、全筆買収もよくある話でございます。これにつきましては基準等がありますので、残地を全て買収することはできません。必要に応じてしか買えませんということです。なお、調査の上、必要と認められる場合は残地補償をさせていただく。よほど形が悪くなるとか、面積が小さくなる場合には価値が下がった分だけですけれども、補償するという制度がございますので、これをさせていただくというような回答にしております。

3つ目、この度の道路計画で店舗が移転することになるが、店舗が立地している箇所は出店のために、このために造成した土地です。田に戻すことがもう今の時点ではできません、ということで、それで、この方については土地が半分だけの買収ということで、基本的に利用ができないといったようなご意見だったと思います。これにつきましては、現道を最大限に利用し、バイパス区間をできるだけ短くする計画という方針は、変わりはないわけでご覧しまして、仮に店舗をかけないようなバイパスの東端をさらに東側へ移すとバイパスとか、これも今回は道路を整備することで1つ、大沢川という川の付け替えということがあるのですが、両方のこの延長が伸びるといったようなところ、これで土地利用への影響も大きくなるといったことで、説明をさせていただいております。

次に、周辺路線への影響でございます。

周辺路線への影響というところで1つ目です。都市計画道路両三柳中央線の整備が完成すれば、今も混雑している米子港両三柳線のさらなる混雑が予想される、何か対策をするのかといったご意見でした。交通量予測では、両三柳中央線の整備が米子港両三柳線の交通量を大きく誘発するとは予想しておりません。米子港両三柳線における対策の必要性については、この両三柳中央線の整備後の交通量の動向を見ながら検討していくということにしております。

次に、スーパーマーケットマルイ以東の対策をしないのか。これは区間③についての対策、ご意見でございます。これについては、現在もやっておりますが、今後も引き続き、右折レーン整備等の現道改良を実施していくといった回答にしております。

3番目としまして、市道自衛隊米子駐とん地線と県道東福原樋口線、県道の接続部が互い違いになっており危険である。新しく両三柳中央線ができればこの接続部の交通量の増加が予想されるため何らかの対策をお願いしたいというところがございます。今回、計画ではこの接続部については互い違いの交差点が解消されるよう十字交差になるような計画にしております。

その他として4点ほどございます。まず1つ目、今回の計画は自転車の通行に配慮してあるのかというところがございますが、こちらについては両側に自転車歩行者道、幅員3mこれを設置する計画としております。2つ目、側道について、車両

のすれ違いを考慮し、幅員、現計画4mですが、これをもっと広げられないかといったところです。現況道路自体が幅員4mという道路の機能補償として側道を検討しておりますので、現在の計画としては4mですが、詳細につきましては、道路管理者の方と協議をしながら今後検討をしていくということでございます。

次は、バス停はどうなるのかというところでございます。今整備につきましては、停車帯を1.5mを設置するという形にしていますので、バス停でなくてもバスが停車してバスへの乗降というのは可能でございます。ただし、現在バス停というのがありますけれども、今後どうするかについては詳細設計を進めていく中で、当然拡幅になりますので、用地買収も絡んでございます。地権者の方とも相談しながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次、最後ですが、幅員が16mもあり、トラクターが横断する際に危険であるといったところがございます。これにつきましては、今後、公安委員会と協議していきたいというふうに考えております。

複数回、県の回答を説明させていただきまして、おおむねご理解はいただいたところですが、今後とも丁寧にご意見の方をお聞きしながら議論の方は進めていきたいというふうに事業者の方から伺ってきております。

以上につきまして、この2月20日～3月の6日の15日間、鳥取県県土整備部技術企画課内と米子市都市計画課内で案の縦覧を行いました。閲覧の方は2名、意見書の提出はございませんでした。

では、引き続きまして、これに関連します西福原河崎線の変更概要についてでございます。

こちらについては、昭和8年に当初決定されておまして、その後都合6回変更がなされております。最終の変更は平成3年でございますが、現在両側で4車線の道路、この道路がもう既に整備済みでございます。

今回の変更につきましては、先程の両三柳中央線が新たに都市計画決定されることに伴いまして、当路線のちょうど交差点部分の右折ですけれども、これの右折レーンを追加しようというところで変更するというものでございます。関係者説明とか、縦覧につきましては、両三柳中央線と合わせて実施させていただいておまして、案についての異論はございませんでした。

変更の内容でございます。この左右に走っておりますのが先程の両三柳中央線のところで、今回こちらの西福原河崎線につきましては、交差点の前後に右折レーンを設けるというところでございます。この辺は大きくなりますけれども、バチと言っているのですけれども、バチの所とあとは本線につきましては、東側のみの拡幅と、こちらの写真にちょっと合成していますけれども、赤のところ、こういったところが計画でございます。2つの説明については以上でございます。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。あともう1件、葭津和田町線もありますけれども、これまたちょっと別の話になってきますんで、一度切らせていただいて、皆さん

のご意見を伺いたいと思います。

予備審議について、予備審議を経ておりますので、これまでに意見いただいております。それで意見があったのが渋滞対策ということで、それに対する対応策も先程ご回答があったように地元と協議をしながら進めていくというふうなことかと思っております。それで、大事なのは関係者の意見ですけど、個別ではいろいろご意見をいただいておりますけども、ご理解いただいたということで、縦覧に対する意見書もなしということで、現在に至っているということでございます。

いかがでしょうか。今日本審議ですので、どの点でも結構です。お気づきのことがありましたらご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

(門脇委員) 失礼します。門脇と申します。この計画について、ここをこうしてほしいという意見などではないのですけれども、私、要するに地理的に、極端に言えばもう南北に弓浜半島が走っていますので、それがつけ根の部分でして、この真ん中の県道東福原樋口線自体を主流に走りたい車両というのは純粹には少ないのではないかと。それで、西福原線、県道沿いに両三柳西福原線と国道431号線、いずれかにしたい人たちの多くをとって、あちらへ行きたいこちらへ行きたいというふうになるので、この中央線ということは非常に大事なことはないかと思っております。確かに非常に混雑していますので、これができれば、見込んだ変化量というのがありますけども、10分の1になっているところもありますし、あるいは半分ということになっておるので、この資料で1番の分でH42っていうのはどういう数字なんですかね。

(六條室長) 平成42年。

(門脇委員) 平成42年ということによろしいですかね。それで、現在、地権者の方々が、実際と言いますか、農地として利用されているのはどれくらいの割合になっているんですか。

(谷本会長) 補償にかかる土地の土地利用の構成のことだと思いますけども、何か分かりませんか。

(川原係長) この沿道の方の利用が先程区間②と③に分けさせていただいてまして、③の方は結構、もう既に家屋と言いますか密集地になっておりますので、こちらの方の農地はありませんで、今回事業するあたりは、割合は調べておりませんが、結構な割合で農地の方はあるかと思っております。ちょっと図面、写真の方で出していますのでこれを参考に状況を見ていただければと思うのですけれども、バイパスとする区間の元現道の方は家が張り付いていますけども、それ以外の方は割と農地の方がありますので、現状でも作られているような状況ではあります。

(谷本会長) 恐らくほとんど農地というか、農地を通すのが良いか悪いかではなくって、住宅地を通すか、農地を通すか、その2択しかないんですよね、当たり前ですけども。そのどちらかっていうお話かと思っておりますので、それで、そのときに例えば優良農地があるとか、そこら辺はまた大きな問題があるかと思っておりますけども、っていうこ

とでいいんですよね。それで、この度は案3ですよね、ほとんど畑の農地を通す案ですけども、これに関しては住民の方からは意見はないというか。

(川原係長) 今のところのご理解いただいております。基本的には、たくさん家屋がかかると地域のコミュニティの方が逆に衰退してってしまうような懸念がありますので、今回はこういう案で住民には説明させていただいています。

(谷本会長) よろしいでしょうかね。

(門脇委員) はい。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。他に意見お願いします。

(辻委員) すみません、区間②については、これは3の案を決定して、これから工事に入っていくわけですよね。それで区間③についてなんですけど、これも大丈夫ですか、質問しても。

(谷本会長) ③、いいですよ。

(辻委員) 区間③について、ここ写真1とか、2のあたりって右折レーンによる渋滞って本当に半端なくて、写真2のところから写真1のあたりまで車が渋滞するから、北高の前から来る道路から出て行かれないときもあるぐらい、すごい渋滞がここにあるんですね。

それで、右折したいけど右折レーンがないために、結局、青になっても反対側から、いわゆるマルイの方から車が真つすぐ来ると、全然右折が行かなくてっていう、渋滞がすごくひどくて。

ここについては、どのぐらいの見通しで対策というか、決定をしていかれるのかなと思って。分かりますか。

(谷本会長) 区画③の渋滞対策についてですね。

(辻委員) はい。

(川原係長) 今回の都市計画決定とは別に、先程もちょっとご説明させていただきましたけども、現在も地元の方と説明をさせていただきながら、ご協力を得ながら交差点改良の方、交差点の右折レーンを設けるということですね、そちらの方の対策を進めている段階でございます。

ただ、どちらにしても用地の方のご提供いただければ、ご協力を得れば、事業を進めることはできませんので、いつまでにできるかっていうところは明言できませんけども、並行して今回の都市計画決定する事業と並行して進めていきたいというふうに考えております。

(辻委員) まだ地元の人と話し合いを進めている最中であって、まだどうとも。

(川原係長) 今のところいつまでというのは。

(辻委員) 言えないと。

(川原係長) ええ。

(谷本会長) なかなか地権者さんもいらっしゃり、お相手さんがいらっしゃいますので。とはいえ、多分、この道路、私住んでおりませんが、この区間が非常にもう

慢性的にというのは存じ上げておりますので、一応ぜひ、一般的なレベルでは多分皆さん理解されていると思うんです。個別でどうかっていうのは難しい問題だろうと思いますけども、ただ、これやっぱり進めなきゃいけないところだと思うんですよ。

(川原係長) はい。

(谷本会長) 多分、流入がかなり増えてくると、交通量かなり増えてきますので、引き続きお願いしますということなんです。ぜひ、よろしくお願いします。はい、他にいかがでしょうか。

(張委員) すみません。

(谷本会長) はい、お願いします。

(張委員) 今のことですが、このスライドでは今回都市計画決定するっていう、赤い枠が下の方についていないのは、お願いします。

(河原技師) はい、そうです。都市計画の決定のご審議ということですので、整備方針と都市計画決定の方針を書かせてもらっているもののうち、今回決定をするという意味で赤枠は上だけということになっております。

(谷本会長) よろしいですかね。はい。特になければ、本件については、一度終了して、続いて先程私が言いました葭津和田町線ですね、こちらについても、ご説明いただいて一括して可決等の審議をさせていただければと思います。

では、引き続き説明を事務局よりお願いします。

(六條室長) はい。では、葭津和田町線について説明させていただきます。まず、議案の概要でございます。

この路線につきましては弓浜半島の、米子市で言いますと境港市にほぼ近いところになりますけれども、弓浜半島を通して背骨と言いますか、国道 431 号と中海側に米子境港線という 2 つの道路がありまして、これをちょうど結ぶ道路というような位置付けになります。

それで、この道路のちょうど中央部分に和田浜工業団地といった団地がありまして、これらの団地から、この 2 つの幹線へのアクセスになる道路でもあります。

また、この地区には大篠津小学校、和田小学校、崎津小学校、美保中学校といったような学校がありまして、こちらの学校への通学路といったような機能も持っております。

現在も道路自体はありますが、ちょうどこの中央に J R 境線が走っておりますが、これについては踏切の平面交差になっております。それで、現在、この都市計画道路の計画としましては、橋で渡る立体交差の計画で都市計画の方が昭和 48 年に決定されておるところでございます。

それで、今回の都市計画変更の概要につきましては、ちょうど中ほどの 980m の区間で交差点の集約と副道の計画の変更、この 2 点になります。

現状ですが、こちらの空中写真になりますけれども、この黄色い線が葭津和田町

線になります。黄色というか、オレンジですかね、葭津和田町線になります。それで、今回変更しようというのが、この黒い線で旗揚げしておりますが、この 980m というところで、境線はこの白黒のライン、それで、ここが現在の県の構想ですが、交差で線路を跨ぎましょうというような計画にしております。それで下に写真付いていますけども、これが踏切の写真です。列車が通るために止まれになりますので、渋滞は発生すると。また、踏切も幅員がちょっと狭い状態ですので、すれ違いがかなり危険な状態があるというところがございます。

都市計画区変更の概要ですが、これは、これ上が北側になりますね、境港側になります。それでこれがJRの境線で東西に走っていますが、左右に走っているのが、ここにある県道です。それでピンクに着色していますのが車道、それで水色が副道、自転車歩行者用の道路、それから黄色が車道の副道ということになります。それで現在の計画は、今ある市道とか道路に合せまして、ちょうどT字路交差2ヶ所というような形で計画しております。当然ながら、こちらの団地の方の大型車なんかについては、この副道を通ってきて、ここから出てきたり、この市道から出てきたりというようなことで特に規制はありませんが、この度の変更につきまして、交差点自体ちょっと食い違っているのですが、近いというところがありますので、これを統合してやりましょうと、こちらに統合してやりましょうと。それでこの副道自体をこういうふうに戻してやって、その手前で1回タッチしてやって、それでこの交差点を1ヶ所に集約しようというのがまず1つ、それから、こちらから出入りしていただくということで、こっちの上側の道路の出入りはなるべくなくしましょうということで、こちらの団地の方々の大型車についても、この立体交差の下を1回くぐっていただいて、こちらの下側の道路から出ていただくということにする関係で、こちらの道路を若干広めに取りましょうというふうなことにしております。またこの区間につきましては、歩行者とか自転車の通行があまりないというところで、自歩道としての幅員は削ろうというような変更にしております。

すみません、先程から副道、副道という言葉を使っているのですが、正確な意味を説明させていただきたいと思います。道路本線と沿道に高低差が生じる、結局この写真にありますように立体交差になりますと、この上の道路からこれまで道路に面した場所っていうのは当然ながら段差ができて道路への利用ができなくなるというところがあります。そこで、この立体交差とは別に、横にもう1本フラットな道を設けまして、こちらから出入りしていただくと、沿道の方には出入りしていただくというような趣旨で設けるのが副道というものでございます。

これ側道っていうような言い方をしますけど、この度は、議案の中で副道という言葉で説明させていただこうと思います。それで、変更内容の1の詳細について説明させていただきます。ちょっと斜め上から見たパースになりますけども、現在の計画っていうのが緑の枠で囲っているところですが、交差点の2つと近い距離で互い違いになっていたというところがありますので、変更計画のように1ヶ所にし

て、ここにちょっとクルッと迂回するような形になります。それで、こちらの右側の工業団地の方からも大型車についてはこの立体交差のこの下を、市道があるんですけども、これ通っていただいて、こちらから出ていきます。それで入るときも、こちらからこう入って、こう迂回するというような計画しております。

それで、元々この位置に交差点がありましたので、当然ここから出れるようになっていたんですけど、こちらについては、こちらの皆さまにちょっと説明させていただいて、ちょっと遠回りになりますけども、こちらを出ていただくように説明して了解を得たところでございます。

と言いますのは、この市道から出てきた車がこう立体交差に上がろうとすると、実はすごく回転半径が大きいので、反対側車線まではみ出してしまうといった懸念がありますので、こちらの方の反対側から通り抜けというような計画に変えているところです。だから、変更内容2について、先程、大型車とかはこちら側を通っていただくということにしましたので、こちらの5mの副道を、一応センターラインが入る幅ということで7mに拡幅しております。併せて、反対側のこちらにつきましては、この白い矢印の部分、こちらの副道を取止めております。工業団地周辺につきましては、歩行者の交通量が少ないというところで、副道内の自歩道の設置、これをやめたというところですよ。

一方、自転車交通量が一定程度見込まれているため、一部区間において、副道の路肩を拡大する。これについては、次のページにあります。学校が「文」という形でちょっと書いておりますけれども、この県道を通る歩行者っていうのは、小学生の方はいらっしゃらないというところで、実際に通っておられるのは和田町内の中学生の方のみというところですよ。この周辺につきましては、ここの黄色い線が入っておりますけれども、自転車道、米子境港自転車道という県道がありまして、ちょうどこの和田町内につきましては、この県道部分を重用して通っていただくということなので、自転車の通行というのは一定量あるというところございまして、今回戻っていただきまして、こちら側の通っていただく道路のちょうどこのルートになるんですけども、副道は取止めたんですけども、路肩の方をちょっとだけ広めにとって、自転車はこちらを通っていただくという計画を考えています。

断面の構成ですけれども、現在の計画が、立体交差部については変更前後で変わりありません。それで大型車が通っていただく方の道路につきましては、従前8.5mであったものを、道路自体は広げたんですが、自歩道をやめたという関係で、全体では1m縮小と。それから反対側につきましては、こちらにも自歩道を止めました。それで、副道についての路肩を入れるというようなところ、トータルとしましては2mの縮小ということになりまして、全体の幅でいきますと3m縮小になったと、幅26.2mの計画変更をする形で考えております。

関係者への説明がございまして、ここの変更の説明につきましては、平成25年度和田町自治会役員、それから和田町住民説明会、これを実施しております。また、

26年度につきましては、和田浜工業団地労働組合団地内の各企業への説明を実施しております。

まず1つ目ですが、歩道橋を設置される計画であるが歩くのが不自由な人のためにエレベーターを設置できないかといったところ、経済性・管理面からご理解をお願いしたいというところ です。

踏切がこの度の立体交差の整備におきまして廃止の計画でおりますけれども、歩行者と自転車だけでも通行できる幅が残せないかといったご意見をいただいております。これについては、JRさんの方が安全性・管理面から踏切を出来るだけ減らしたいという考えを持っておられます。立体交差とした上で、さらに踏切まで残していくということは困難ですという回答をしておられます。

3つ目としまして、卸売業は決められた時間にきれいな商品を提供することが当たり前、一度信頼を失うと大きな損害が生ずると。それで、意見というのは、今回の道路工事範囲の中の話でございまして、粉塵や振動、騒音、泥が車両に付着すること等による悪影響が想定されるが、どのように対応を考えておられるのかというところ です。これにつきましては、事前の工事着工前の調査をさせていただきまして、工事については極力影響が少ない施工方法を検討した上で着手させていただくと。それで、工事中は調査結果を基に監視を行い、影響が出そうな場合等は対応策について協議させていただくといったことしております。関係者の方々へは回答を説明いたしました。

今後も丁寧にご意見を伺いながら事業を進めていきたいというふうに事業者の方からは聞いているところでございます。

縦覧の状況につきましては、先程と同じ期間場所で、閲覧者の方が2名、意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールとしまして、27年の4月までに都市計画決定の告示等を行いまして、27年度から用地調査・現地補償、工事の方を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

(谷本会長) はい、ありがとうございました。ということで、副道、皆さまイメージありますか。この辺にもいっぱいあるんですけども、その向上って言えばいいですかね、構成っていいですかね、というのを変えると思っています。基本的には安全側になるようにということかと思えます。私も近くにありますがけれども、本線からビューンと副道に入るというか、あたかも一方通行の道路へのビューンと入っていくところ、見てくれ上そう見えてしまうのでいた仕方がない部分もあるんですけども、それを今回、回避していくということで、より安全側になるのかなというふうに思えます。いかがでしょうか。

歩行者のところは出るはずですね、踏切をどんどん廃止したいというふうにどんどん言っていますんで、これもある意味仕方がないことだと思うんですけども、いかがでしょうか。はい、お願いします。

(門脇委員) また同じような意見です。弓浜半島を思うわけですね。例えば、おおざっぱに言えば、Hという英語でいえば日本海側と中海側に長手のHがあって、その横の初めての大きな道路という私には主観的に思えばみえるんですけども、既に両サイド側の道路が出来ておりますので、これはもうこれで計画通りに進めていただきたいなという感じはします。このJRの踏切自体の交通量はそれほど多くはないと思うのですが、その解消というよりも、両サイドの幹線とを繋ぐ唯一の直線道路というふうに解釈していますけども、どうでしょうか。

(六條室長) はい。先程ありましたように安倍三柳線もそうですし、そういった位置付けになると思います。

(谷本会長) 1つ懸念があるとすればじゃないんですけども、歩行者の交通量が少ないにしても通学の話がありましたですね。

それで確認ですけども、確かに今から造る道はオーバーストという、その上に上がって下に下がるという自転車にはあんまり優しくない構造ですけども、近くに踏切はありますよね、大篠津町の駅とか。だから、そこに回れば今まで通り平なところで通学出来るっていうところは保障しているように思うんですけども、いかがでしょうかというか、実質だから影響はないんじゃないか、中学生です。そこへ行かれますか。

(川原係長) 言われる通り、踏切がございまして、こちらの方を利用をしていただくことも可能だと思いますが、せっかく交通安全対策上の対策としての事業をさせていただきますので、横断するときは、できましたらこの道路を使って安全に通行していただければというふうに思っております。

(谷本会長) だから、利用者の方に選んでいただけるということですよ。従来通り踏切を選ぶと思ったらそのルートがあるし、こちらのルートもあるということ。

(六條室長) はい、その通りです。

(谷本会長) 他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がなければ、前段の両三柳中央線、西福原河崎線を含めて可決ということにさせていただきますと思いますけどもどうでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしますと、議案は可決ということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、議案第2号に進みたいと思います。

先程も説明が事務局でありましたと思いますけども、今回予備審議ということで、状況の説明であったり、制度とか、例えば我々が意見を言うというのは何に対して、そもそも何に基づいて何に対して意見を言うのかというようなところも含めて、前段のところの話を今日させていただければと思います。そうしますと、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(前田室長) はい、失礼します。生活環境部住まいまちづくり課の前田と申します。議案第2号の大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取ということで、予備審議という

ことをしておりますけれども、これにつきまして説明をさせていただきます。失礼して座らせていただきます。

まず、審議会附議の趣旨でございますけれども、この度UFO吉方店というパチンコ屋さんなんですけれども、この出店計画につきまして、先程申し上げました条例に基づきまして、昨年10月14日付けで設置届出書が提出されております。これにつきましては、今年に入りまして2月10日付で知事意見ということで、その届出に対する意見を、県としては意見という格好で通知をしております、公告もしたというところでございます。

その下に書いておりますのが知事意見ということで、文言とすれば簡単なものなんですけれども、コンパクトなまちづくりの推進と調和しているというような格好で意見を出させていただいたというところでございます。

その意見に対しまして、2月23日に修立地区自治連合会長岡田様から異議申出書が県の方に提出されております。

この異議申出書につきまして、また、これに対して県の審査というものをを行うということになりますけれども、条例の方でこの審査を行うにあたっては都市計画審議会の意見を聴取するという規定がございます。第3者のなところからの意見をお聴きするという格好になろうかと思っておりますけれども、これに基づきまして、今回この審議会の方に附議させていただいたというところでございます。

冒頭にもご説明させていただきましたけれども、今日は予備審議ということでございまして、全くこの審議会で審議、協議させていただくのも初めてということもございまして、条例の内容とか、どういった届出があったのかというようなところを詳細に説明させていただきます、次回の審議会の方で皆さまの方からもご意見をいただけたらというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、条例の概要につきまして説明をさせていただきます。冒頭にもお話がございましたけれども、平成の19年11月でございますけれども、当時まちづくり三法ということで、大店の立地の関係につきまして規制が強化されたということがございます。その当時都市計画法や建築基準法も改正がされています。その中で、ショッピングセンターですね、アミューズメント施設、こういった大規模な遊興施設についての立地規制が強化されたという格好でございます。その下に書いてありますように、改正法におきましては、都市計画区域内におきます床面積10,000㎡以上、こういうもの、これについてだけを法律で規制をしているという状況でございました。しかしながら、本当に10,000㎡以上のものを超えるものだけでいいのかというような議論もその当時ございまして、そういった議論を得てこの条例ができたという経過がございます。10,000㎡以下のものについても立地誘導していくということで平成21年に本条例ができたというところでございます。ちなみに同様の条例につきましては兵庫県とか、岩手県とか、岐阜県とか、そういったところでも同様の条例を作っているということもございます。

目的といたしましては、先程も言いましたような郊外地でのこういった大規模施設の乱立を防ぐということを目的としているところでございます。

次に、条例の概要の続きでございますけれども、この条例におきましては施設規模に応じまして立地誘導のルール化ということで、法律の方では都市計画区域内だけの話なんですけれども、この条例については区域外についても誘導していこうということで基準の方を作っていくということでございます。その次の事前協議でございますけれども、出店に先だって事前協議のルール化ということでございまして、先程も言いましたように設置届を提出していただくという、それから立地市町村における説明会ですね、住民さん向けの説明会なりを開催していただくということを義務付けております。それから、それと併せまして、関係市町村それから住民の方から県としても意見をいただくというような、届出の方を公開しておりますので、ホームページ等での公開とか、実際に役所の方に来ていただいて届出の中身を見ていただくということもできるようになっております。そういったものを見ていただきながらご意見を出していただくという仕組みを作っております。

それから、これを作ることで支障が生じるということがございましたら施設設置の中止なり、廃止・撤去の勧告、命令ができるということになっております。

それから、3番目にございます地域貢献活動の推進でございますけれども、この届出の内容の可否に直接係るものではございませんけれども、施設が設置されたあとでも地元の住民の皆さんと手を取り合うというようなこともございまして、地域推進活動の推進というものをこの条例の中にも謳っております。これにつきましては年間計画を作っていただいて、県の認証を受けることができる。あくまでもできる規定でございますけれども、こういった制度も作っておるところでございます。これについては毎年報告をしていただくような仕組みを作っておるところでございます。

続きまして、重複するところもでございますけれども説明させていただきますと、この大規模集客施設の立地につきましては基本方針を定めるということと、あと県、市町村、事業者、県民の責務を明らかにするというのでそういった規定を作っておるところでございます。それから、広域的な見地から適切な場所への誘導ということで、先程言ったような手続きを定めている。

それからもう1つの目的として、都市機能の流出、拡散を抑制してコンパクトなまちづくりを推進ということで、元々あるそういった都市機能が集積したようなところにこういった大規模施設を集めることで、改めてまた新しく都市機能ですね、郊外の方に作る必要がないようにコンパクト的にまちをまとめましょうということを目的としております。それで対象となる施設はまた説明しますが、特定施設の立地規制ですね、そういったものを目的としたものではないということで、あくまでもコンパクトなまちづくりを目的としたものという条例でございます。

続きまして基本方針でございますけれども、大規模集客施設の立地につきましてはコンパクトなまちづくりの推進と調和するようということで3つの基本方針を

作っております。まず、第1番目といたしましては、住民の皆さんの理解を得るための必要な努力を払われた場所に立地させるということがまず1つ。

それから、施設規模に応じまして都市機能の集積状況、あるいは交通アクセスとか、移動の円滑化の状況ですね、そういった要件を備えているかというような審査項目を作っております。また、後程説明をさせていただきます。

それから、次に挙げる場所には立地をさせないということで、市街化調整区域であるとか、農村地域ですね、他自然公園の区域、そういったところには立地をさせないように誘導していくということにしております。ただし、下の米印に書いておりますように、②と③の要件につきまして、例えば何かに引っかかってしまって要件に合わないということが生じる場合もあるんですけども、そういった場合においても関係市町村長が、全て立地する市町村とその周辺の市町村としておるんですけども、支障がないと認める場合には立地が可能という但し書きを作っているところでございます。

続いて、条例の適用対象でございますけども、まず1番上に書いておりますように近隣商業地域、商業地域、それから開発整備促進区域、これ地区計画でございますけども、こういったところに立地する場合については対象外、元々商業施設等が立地するよという目的の地域でございますので、そこについてはこの審査の対象外ということにしております。

それから、規模的なものでございますけども、床面積が1,500㎡以上、法律の方では10,000㎡という数字がございますけども、それを大きく下げまして1,500㎡以上。これの1,500㎡というのが、大店立地法の関係で店舗面積がこちらの方ですと1,000㎡以上ですね、それで届出が必要ということでもありますけども、大店の方でいきますと売り場面積だけで1,000㎡とカウントしますけども、こちらの条例の方では、バックヤードも含めたところで床面積をカウントするということもありまして、バックヤードを含めれば大体1,500㎡だろうというところから1,500㎡という数字ができたという経過がございます。

それから、2番目といたしまして、元々こういった集客施設があった場合ですね、そこを増築とか改築する場合について床面積、元々の床面積の2割増まででしたら対象外なんですけども、それを超える場合は改めて届出をしていただく必要があるということがございます。それから用途変更の、元々ある施設を用途変更して対象施設になる場合についても同じく届出をしていただくということになっております。

それから、どういったものが集客施設かというものでございますけども、一番下に書いてありますように劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場等ありまして、一番右側に遊技場というのがございます。この遊技場にはパチンコ屋も含むということで今回の対象になっているということでございます。それから、いろいろ要件の話在先程させていただきましたけども、ちょっと小さい字で若干見

にくいかと思いますが、一応面積に応じて要件の方を区分しております。10,000㎡超の場合、それから5,000～10,000㎡、それから1,500～5,000㎡ということで、それぞれの規模に応じまして既存の集客施設の立地状況とか、広域施設等の立地状況。広域施設というのは役所とか教育文化施設とか、医療施設、そういったものを含んでおります。

こういったものの立地状況で審査するという事とか、あとそういった施設の公開人口と言いますか、人口の集積状況ですね、その周辺の人口の状況についても審査の対象としております。

それから、都市基盤の整備状況ということで、いわゆるインフラですね、水道とか上下水道、そういったものが元々あるところかというようなこと。それから移動の円滑化、交通アクセス性につきましては、公共施設、公共交通機関がどの程度あるか、既存でどの程度あるかということも審査対象にしております。それから同じくそれに対するアクセスの頻度ということで公共交通機関の路線数とかですね、路線はあるんだけど時間あたりどれぐらいの便数があるのか、どれだけアクセスしやすいかということの指標になりますけども、そういったものも審査の対象にしております。

それから、道路状況ですね、2車線以上の道路が周辺にどれぐらいあるか、大きな道路ほどいいということになりますけども、交通が円滑化していることということで、そういったものも審査をしております。それで最後に主要交差点、その施設のうち、その施設の周辺の主要交差点、このあたりの飽和度ですね、この施設ができることによって混雑がどれぐらいありますかというような基準がありますけども、こういったものも審査の対象にしているというところでございます。

続いて、手続きの方の内容でございますけども、まず、先程も申し上げましたように設置事業者によりまして設置届を県の方に提出していただくということになります。それからこの設置届を県の方で公告、縦覧、それから関係市町村、住民さんの方から意見をいただくというような期間を設置届から2ヶ月間設けております。それで、この期間の間に、3番目に書いております事前説明会ということで住民さん向けに設置者の方が住民説明会を開催すると、それに対しての状況をまた報告していただくと、報告していただいて公表するという手続きも書いております。それから次にいきまして、知事意見の通知及び公告ということで、先程の意見とか、説明会の状況を勘案いたしまして、知事意見の通知、公告ということになります。ここまでの経過が4ヶ月以内ということになっております。それで、知事意見については①、②、③と書いておりますけども、この中の3つから選択して意見として出すと。今回の場合は①になっているというところでございまして、調和しているか、調和していない恐れがあるか、それから全てに調和しないか、この3パターンで分けられるということになっております。続いて、この通知を出したあと、知事意見の通知を出したあとにさらに異議申出の受付という期間も設けております。こ

れが公告後2週間以内ということについてなっております。それで、この異議申出について今回この都市計画審議会で審議するというところにさせていただいているところでございます。それで、もし異議申出がなければ、この2週間以内になければここでこの手続き自体が終了という格好になりますが、今回は審議会にかけさせていただいたということでございます。

それで、その審議会で意見をいただいた上で最終的に審査結果の通知及び公告の方を県の方が行うという大体の流れになっております。それからその他でございますけれども、この届出に対しまして、届出から6ヶ月間、6ヶ月間は工事に着手できないという規定もございます。ですからちょっと半年間ということで結構長いんですけども、この期間は異議申出等がなくて早く終わる場合もあるんですけども、そのときには6ヶ月間は着手しないということにしております。それから先程知事意見で3つのパターンということでご説明しましたけれども、調和しない恐れがある、調和しない場合ですね、それに対して事業者の方の対応ということを求めることになるんですけども、それが、その対応自体を県が見て支障を生じるものであると判断した場合については、中止、廃止等の手続きを取ることができるということになっております。ここまでがざっとした条例の概要でございます。

それから、引き続きまして、今回届出が出ておりますUFO吉方の出店計画について概略の方を説明させていただきます。

まず、画面に出ておりますように届出者につきましては、鳥取いなば農業協同組合さんと株式会社玉東観光さん、この2者ということになっております。それから施設の名称につきましては、UFO吉方、先程申しあげましたパチンコ店、それから、これは今回新設ということになっております。それからあと既設の施設もございまして、この条例におきましては、駐車場を一体的に利用している場合には1つの施設とみなして、他の施設もひっくるめて届出をしていただくということになっておりまして、既設の3つについても入っております。物販店舗のグリーンこくふ吉方、それからサービス店舗のJA鳥取いなば吉方金融支店、それと集会場としておりますけれども、葬祭場ですね、清香苑というその3つが既設店と、既設施設ということで関連する施設であるということで一体的に届出をしていただいているところでございます。

それから、場所につきましては鳥取市の吉方温泉4丁目でございます。それから総床面積につきましては4,417.56㎡ということで、先程の4施設の床面積の合計ということでございまして、ただし、パチンコ店の方には、立体駐車場がございまして、この条例においては立体駐車場の面積は含まないということになっておりますので、その面積は除いたところの数字ということでご理解いただきたいと思います。それから、このパチンコ店そのものについてでございますけれども、鉄骨造の4階建てということでございまして、1階部分がそのパチンコ店3,628㎡、それから2階から、建物自体4階建てですけれども、その屋上も駐車場に利用されるとい

う格好になっております。それで、パチンコ店だけでいきますと全体で約9,000㎡という大きさになっております。

それから、着手予定は4月1日ということでございますけども、これについてはこういった状況でございますので、しばらく延期されるということでお伺いしているところでございます。

それから、場所でございますけども、ちょっと見にくいかも分かんないですけども、ここが鳥取駅でございまして、それで、今皆さんがいらっしゃる県庁はここになります。それから県庁から、県庁の前の道ですね、前の道を郡家方向に走っていただいて山陰線の傍ですね、山陰線をくぐったところ、ここになります。それで、次を開いていただくと、これが拡大したところでございます、ここに山陰本線が上に走っております。それで、その横に主要地方道鳥取福部線ですね、駅前からずっと福部方面に延びる県道でございます。それから上の方が県庁になりまして、県庁の方から国府、郡家方向に走っていただいて産業道路との交差点のところ、周辺は三洋電機の跡地とか、名前も変わったりした工場もございまして、というところでございます、この場所は、元々JAさんが運営しておられましたトスク吉方という物販店舗がございまして、そこが昨年閉店ということで、その跡地を利用したの施設設置という格好でございます。ですので、先程申し上げましたように、パチンコ店以外のところの施設については、そのトスク吉方店があった時代からあったものでございます。次が、これが敷地を拡大したところでございます、下に届出当時のものということで書いておりますけども、届出をしていただいてから住民さんとの意見交換などが度々ございましたので、ということで若干計画が変わったりしておりますけども、これはあくまでも届出当時のものということでご理解いただければと思います。そんな大きく変わっているところではございませんけども、だいたいこういうところで見ただけだと思います。

次は、これが写真ですね、上空から見た、グーグルマップを使った上空図というふうにしておりますけども、真ん中に建っているのが、これが元々のトスク吉方店、物販店舗です。ちょうど解体しかけたところの写真のように見えますけども、そういったところですね。それから次の写真も、同じ写真も、左側同じ写真でございますけども、右側の上が、これが群家方向から見たもの、先程の地図の下側ですね、下側の交差点、左下の交差点の方から見たのが上の写真です。それからもう1つの写真は国府方向から、こっち側から、こっち側から撮った写真ですね、が下の写真です。これが店舗がまだ建っていた頃の写真ということでございます。

次に現在までの経過について概略を説明させていただきますと、先程も申し上げましたように10月14日に届出を受理いたしております。それからその後住民説明会の開催案内であるとか、設置届の公開をしております、その中で鳥取市、その他周辺の5町ですね、こちらの方からも設置に関して異存はない、あるいは意見はないというような意見もいただいているところでございます。それから10月29日

に、この条例に基づく住民説明会の方が開催されております。それからさらに 12 月 9 日ですね、ここは条例に基づくものではございませんけども、元々あった店舗の解体に対しまして住民説明会が開催されたということでございます。それから 12 月の 22、24 というところで関係住民さんから県の方に意見書ということで提出がございました。知事の、知事意見を出す前の意見書ということで受理をしております、これについて設置者、事業者側の見解を報告していただくということがございまして、それが 1 月 20 日に、その住民さんからの意見書に対する見解ということで報告及び事業者からの講評ですね、事業者のホームページの方で講評がされました。それから引き続き、その後そういった経過を経ましてさらに 2 月 9 日に自治会の方から、自治連合会の方から要請を受けまして説明会を再度開催されたということになっております。それで、その後ですね、先程も説明いたしましたけども、知事意見の方を 2 月 10 日に通知ということと併せて公告の方もしたというものでございます。

併せて、配慮要請文書というものを出してしております。これにつきましては、お手元の資料で議案第 2 号という、パワーポイントでない方の資料でございますけども、実物のコピーをお付けしておりますので、資料 2 というのが下から 3 枚目のところですね、ちょっとページをつけておりませんので申し訳ありません。これが実際に出した知事意見の写しでございます。それから 1 枚はぐって資料 3 が、これが配慮要請ということでございます。これは部長名で出してしておりますけども、この 2 枚を事業者の方に通知したという経過がございます。この知事意見でございますけども、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものであるということを書いております。意見の理由もまた後程説明しますが、そういったものも書いて出したというところでございます。それから、その意見を、知事意見を受けて今回 2 月 23 日に自治連合会の方から知事意見に対する異議申出ということで提出がされたというところでございまして、また別途ですね、こちらの方は鳥取市の要綱に基づく中高層建築物の建築に係る住民説明会というのも開催されたというのが 3 月 11 日にあったというところでございます。次にいきまして、先程も見いただきました知事意見の関係でございますけども、知事意見といたしましてはコンパクトなまちづくりの推進と調和するものであるということで、この辺は条例でっております大規模集客施設の立地要件、そちらの方に合致しているものであるということで意見の方を出させていただいたということでございます。それから理由につきましては、通知にも、先程の通知の写しにも同じものを書いておりますけども、先程申し上げましたようにいろいろな経過がございまして、交通、教育・生活環境及び治安や風土の悪化等を懸念するというような住民の皆さんからの意見も提出されたというところでございまして、それに対する事業者としての見解というのものも公表されまして、各種対応、それに対する対応を行いますと誠実かつ確実にそういったことを履行していただくということと、引き続き住民理解をより努めることが望ましい

と、ちょっと遠回しの言い方になっておるんですけども、そういった思われるんですが基本方針には合致しているということが確認されたということで、その理由をつけて出したということでございます。

それから、判断根拠については、計画地が準工業地域ということでございます。都市計画の用途地域で言いますと準工業地域ということございまして、用途的には言い方はちょっとあれなんですけども、なんでも建つ一番緩い地域っていうことになっておりまして、そういったところで、これは元々三洋電機がこの地にあったということございまして、この現地、この設置場所ではございます、周辺ですね、その頃からこの地域が準工業地域ということになった経過がございまして、それが現在にも至っているということでございます。

その他ですが、地域要件もすべてに適合、その他にも風営法の制限というのは当然パチンコ屋の場合はかかってくるんですけども、そういった制限区域外でもあるという格好になっております。

それから先程申し上げましたように、周辺市町村、鳥取市から異存はない旨の回答があるということも判断の根拠になっております。それで先程見ていただきました通知文で、2枚出しているという話を先程話させていただきましたけども、意見の理由のところは若干遠回しな言い方になっていると、これは条例上の書きぶり、どうしてもこうならざるを得なかったというところがございます、遠回しな変な言い方になっておるということもあって、別途十分な配慮をお願いしたいということで部長名ではございますけども出したという経過がございます。

続いて、あと、地域要件の話、先程ありましたけども、その辺のことをざっとお話すると、都市機能の集積というところがございますけども、今回の施設の場合は4,457.67㎡ということで1,500～5,000㎡の区分をされております。それで、集客施設、既存の物販店であるとか、飲食店さん、そういった諸々の集客施設でございますけども、周辺に8施設以上必要ですというような要件に対しては25施設ある。あと、公益施設については4施設に対して27、それから集積状況というところがございますけど、1,000人以上、周辺の居住人口は1,000人以上ということで、ちょっとこの指標がちょっと分かりづらいところがあるんですけども、この施設から半径1km以内にあるこういった集客施設とか、公益施設、こういったところを反復継続使用する方々の居住人口ということで定義づけをしておりまして、この場合ですね、鳥取市の文化センターというのがございまして、集会施設、いろんな施設が入っておりますけども、これがあるということで、そこを利用する方の人口ということで19万人という数字を書いておりますけども、実際他にも物販施設とかいろいろございまして、こういったところだけで見ても1,000人は超えているんだろうなということで想定がされておるところでございます。それから都市基盤の整備状況についても十分、元々敷地が、建物があつたところですのでOKということと、ここですね、あと公共交通機関の状況もバス停が23ヶ所あるとか、アクセスの状

況も路線数も十分ある。

それから2車線以上の道路の密度も周辺に十分あるというところと、あと主要交差点ですね、先程の写真にもありましたけども、すぐそば交差点、ここが一番近いところになりますけども、ここも主要交差点の方は、交通の方は、この集客施設が出来た点での飽和度を想定して、基準は0.9という数字にしておりますけども、これに対して0.579という数字でここもクリア。これは元々建つ前の状況も当然測定しておりますけども、この建つ前の状況で0.536という数字が出ております。それで、集客施設が出来ることによって車の数が当然増えてきたりするという数字も勘案したところで0.579まで上がったというところでございますけども、基準には合致しているという状況であるというところでございます。

次に、異議申出の概要でございます。

先程の知事意見に対しまして、自治会連合会の方から異議申出がございました。それを読ませていただきますと、知事の意見はこの計画や施設が本条例の目指すコンパクトなまちづくりの推進のどの部分に適合し、調和し有効なのかが示されていない。逆にデメリットが強く感じられる多くの住民は知事意見を正しく理解し受け入れることができない。異議の理由といたしましては人口流出防止効果があるか、先人が築いた住みやすい県・市の評判や都市計画に逆行しているのではないか。それから次に都市機能の流出防止効果があるか。施設は誰もが利用できる生活に直結したものではなく、流出防止効果はない。それから次に当該地域の空き家、空き店舗の拡大防止効果があるか。風紀悪化、教育環境悪化リスクが高まることは必至であり、子育てに適した地域の評判を悪化させ、空き家防止効果はない。次にもう一つ、子どもや高齢者の車に頼らない人に有効か。施設利用者の行動や運転マナーは弱者に極めて悪影響をもたらす。付近の交通渋滞への悪影響は計り知れないという異議申出の内容であるというところでございます。

(山口次長) 前文については、資料4のところについております。

(前田室長) 続きまして、先程も若干お話しましたけども、その他の法令の規制状況についてご説明させていただきますと、都市計画法の関係で開発行為という手続きがございますけども、今回の計画につきましては元々建っていた、建っております物販店舗、ここの開発許可の範囲内であるということで、これは鳥取市の方が所管しておりますけども、この関係で事前協議があったということで現地点での判断は改めての許可申請は不要ということで伺っております。

それから、建築基準法関係でいきますと、先程も申し上げましたように準工業地域ということでパチンコ店の立地は認められるところであるということでございます。また、風俗営業法の関係でございまして、学校なりどこかそういった施設から距離制限というものがございまして、学校でいきますと近くに修立小学校がございまして100mという規定がございまして、これはもう十分にクリアしている状況というような格好になっております。すいません、あと、これは、今写しており

ますのはちょっと説明が元に戻ってしまいますけども、知事意見を出す前ですね、意見書、住民の皆さんから出た意見書に対する設置者の見解を掲載したものでございます。資料の方に、事前の資料の方にもおつけしております。

(山口次長) 資料1の方で。

(前田室長) ええ、資料1の方でございますので内容的には同じものでございます。時間はいいですかね。

(谷本会長) 時間にあれがあるわけじゃないです。

(前田室長) じゃ、よろしければ。

(谷本会長) 今日初めて、初めてというのはこの審議会としても初めての経験なので、丁寧に説明するのは悪くないなと思ってあえて止めなかったんですけども、若干時間よろしいでしょうかね。

(前田室長) はい。そうしましたら、この見解のところだけを述べてひとまず終わりたいと思いますけども、先程申し上げました知事意見を出す前に住民の皆さんから多数のご意見をいただいております。自治会連合会さんであるとか、町内会、それから小学校・PTA、幼稚園、そういった保護者の方からたくさん意見書ということにいただいております、内容に重複しているところがございました。

これに全てまとめて記載しておりますけども、この上からいきますと、住民説明会の開催団体、これは条例に基づきましてしていただくんですけども、この案内がちょっと分かりづらかったというような話がございます、広告義務を果たしていないんじゃないかというもの、それからこういった行為は住民を欺くもので信頼、信用性を欠き、説明もない状態から計画を受け入れることができない。この意見、当時の状況でございますけどもこういった意見というのはいただいております、これに対して事業者としては案内については条例等に関するものではなくて住民を欺く意図はないという見解、それから12月9日に、これは解体工事の関係の説明でございますけども、条例の説明会なんかにこういった説明会の場を設けている、それから地域からの信頼を得るため必要な手続きについても今後も継続させていただくというような見解が出ております。

それから、次に、当地は元々三洋電機が出来るまでは鳥取大学があったり、高等農林学校があったり、小中学校、こういった施設が多くあるという教育エリアであるということ、それから接する道路は通学路である、快適で良好な教育環境を損ない、風紀、治安の悪化リスクが高まるというようなご意見をいただいております、これに対して青少年の健全育成を目的とした法律に抵触しないように十分注意する。それから18歳未満の者は入らないように店頭で厳格に年齢確認をする。それから防犯、風紀維持に配慮した運営に努める。それと登校時間帯と営業開始は重複しないという見解もございますけども、交通量の多い時間帯は誘導員を配置して帰宅、生徒の帰宅を見守るといったような見解も出ております。

それから、開店後の交通渋滞への変化については、トスク吉方店、物販店ですね、

従前の物販店もあったということで、その当時と大きな変化はないと数字上も出店人数ですね、そういったものも考慮いたしますと大きな変化はないという見解も出しておられるところでございます。

それから次に、周辺地は民家がたくさん隣接していると、それからそれに対して排気ガス・騒音・電光広告板等による生活環境悪化が懸念される。他にも交通渋滞のワースト箇所であって一層の交通事故発生や渋滞も予測されるというようなご意見も出ております。これに対して、先程もちよっとお話したように、集客は年間40万人、他の施設、同規模の別の店舗を勘案しての人数でございますけれども40万人、これに対してトスク吉方店、元々の物販店ですね、平成21年度当初で71万人、一番直近でも42万人という数字が出ておるということで同程度ではないかと。これに対して交通量で排気ガス、騒音の影響も変わらないと予想しているというような見解、それから先程の飽和度の話もございましたけれども、大きく変わるものではないという見解、それから敷地に入る場合ですね、下、産業道路の方からちよっと入りづらいということが、交差点に近いところでございますのでそういったことがありますけれども、そちらの方から右折禁止看板を設けるなり、交通量の多い時間帯は誘導員を配置する。

それから日照権については、当初計画よりも建物位置を隣地境界線より離れた計画に変更すると。ここについては先程も申し上げました中高層の要項の関係もございますので、継続して協力しておられるように聞いております。それからあと外部照明ですね、あと屋外サイン看板、そういったものについては近隣に光害、光害ですね、与えないように照度、角度等を検討する。それから看板については住宅の方から離して道路側の方に設置するというような見解が出されております。

次に、計画地の中に、計画地の中を横断するように、農業用水路がございますけれども、ここは元々の物販店への協力ということで農地組合さんの方が協定を結ばれて利用していたという経過があったようでございますけれども、これに対して、施設利用の内容が変わったということで今の協定が30年の7月までということになっておりますが、そこでもって原状回復をしたいというような意見も出ておりました。これに対して農業者の農業生産活動への対策として代替道路等をしておられるということと、同意を得て平成20年に協定を交わしておられまして、占用許可も取っておられる。それで、今後も誠意を持って協定なりを堅持したいというような見解を出されております。

それから交通量につきましては、先程もあったように従前の運搬量と同程度ということで考えているというような見解も出されておられるところでございます。あと最後に、物販店の廃店によりまして、地域住民が生活に必要な買い物する店舗がなく、不便な生活を強いられているという状況があると。それから高齢化も進んでおりまして、一方で幼児・児童は増えつつある。子育て王国にふさわしい世代を担う子どもたちの健全育成に有効な跡地の活用・開発を要望とするというご意見も出ており

まして、これに対しては、これについては設置者への意見という格好ではなく、県に対する要望ということでこちらの方も話しておりまして、これに対する事業者の見解というものは求めてはおりませんけども、県としても法令に反しない限り民間の商業活動ということで、そこまでの指導は難しいんじゃないかなという考えではということでございます。以上でございます。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。ということで、いろんな多様な側面からご説明いただきました。

恐らく我々この審議会でやるべきことっていうのをまず確認しなきゃいけないかなと思うんですけども、今日のパワーポイントの資料をプリントアウトしていただいたやつを3ページって言ったらいいかな、3枚目と言うんですか、3枚目のところにⅡ大規模集客施設立地誘導条例の概要(8)ですね。多分ここに我々のミッションっていうか、書かれていると思います。

それで確認ですけども、我々は県庁そのものではありませんので総合的な判断はたぶんどできないと思うんですよ。それをまず前提にした上で、ここに書いてあります、異議申立について都市計画審議会で審議ということで、あくまで異議申立について意見を言えばいいと。この計画そのものの是非ではなくて、そういうまず理解でいいでしょうかというのが質問が1つ目です。

それで、2つ目は、意見ですからこれ意見の対立というか、集約をする必要がありますかということですね、どこまでこうキュキュとしたものが必要なのかどうかということですね。この2点をまずちょっと教えていただければ。

(前田室長) はい。まず1点目でございますけども、今回の意見というのは、異議申出に対する意見ということでいただきたいと思っております。

それから意見の集約の話でございますけども、なかなかこれは集約というのは難しいところもあるかと思っております。できる限りいろいろな意見はいただきたいとは思っておりますけども、それでもって最終的にこれというこの1本というところまでは、そこまではいいんじゃないかなと思っております。

(谷本会長) あんまり散漫としてもあれですから、ただその幾つか多様な意見があることは、多様な意見があることをきちんと申し上げて良いということですね。分かりました。異議申出についてですけども、これはあくまでこの条例ですよ、大規模集客施設立地誘導条例に基づいた趣旨でどうかということを見なさいことですよ、他にはいろいろとありますけども。

(前田室長) はい、そうでございます。

(谷本会長) はい。ということです。ちょっと時間が押して大変申し訳ないんですけども、重要な案件ですので不明な点等ございましたら、ぜひご発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

(片木委員) 2月10日に知事意見の通知ということなんですが、この時点では、住民から、反対の意見が住民の中で盛り上がっている段階で、それで今回の申請者が説明会を開

いた後に、知事の意見が通知されていますよね。それで、説明会は確か2月9日前日に開かれていて、その翌日に知事の見解が出されているんですが、恐らくその後、住民の方から異議申立が出てきていることから考えて、この説明会をこう受けてもまだ十分なかなか住民の間に納得が広がってない状況の中で、知事が問題なしというような見解をなぜ出したのかというあたりが一番ちょっと引っかかるところで。

それで、しかも今回のいう異議申立書を、申請者、申請の住民団体が非常に幅広い、地域においてさまざまな団体が連名かなんかで出しているようにも受け取れますが、こういった状況の中で知事が何か、住民の気持ちを逆撫でするように説明会があって、すぐ翌日に同意の意見書を出しているというあたりがちょっとよく分からない点なんです。

(谷本会長) どうでしょう。これ簡単にお答えいただけるのであれば、お答えをいただいて、また本審議のときもありますのでちょっと込み入った話になるのであれば、今こういう素朴な疑問をいただくというありと思います。まず、簡潔にご説明をいただけるのであればお願いします。

(前田室長) はい。2月9日に引き続き2月10日ということで、日程的にはくっ付いておりますけども、2月9日の説明会というのは、元々10月29日に住民説明会が開催されているということもございます。これが、10月29日が条例に基づく正式な住民説明会という位置付けにはなっておりますけども、その後もおっしゃいますように意見交換、説明会等開催されております。開催されている状況ではございますけども、先程の意見の理由でも申しあげましたように、要件にはこの条例元々の要件ですね、こちらには十分満たしているということもございます。

それから引き続き、こういった状況をということは承知しておりましたけども、直接この条例の判断に影響、影響というところちょっと語弊がありますけども、条例の意見として、元々の趣旨とは少し離れたところ、ちょっと言葉の使い方が変ですけども、引き続き住民の理解を努めることということで、意見の理由をここに書いておりますけども、そういった内容で意見の方を出させていただいたということでございます。

(谷本会長) 今回、経緯とか瑕疵がないかだけを淡々と確認すればいいので、説明会をしましたということですね、10月29日、あと検証と10月29日にやってその流れで2月10日に知事がありましたと、それが事実の全てであるということ、それでよろしいですかね。

(片木委員) 条例に関わる手続きについてというのが少し後の方にありますが、その4番に基本方針っていうのがありまして、これ先程パワーポイントでも説明されましたが、①、②、③というですね、条例に基づいて判断する場合の基本方針その3項目が上げられております。このうち、②、③に関しては非常に客観的な指標があげられているので、この都市機能の立地要件からは全く問題はないんですけど、①の関係市町村の住民の理解を得るために必要な努力が表れた場所に立地させること、仮に

②番、③番という都市機能の立地の非常に物的な要件という点では、全くその規定にはまっている施設ではあるんですけど、それであってもなお①、やっぱり住民の理解を十分得られた場所に立地させるっていうのも非常に1つの重要な判断要件にここでは述べられていると思うんですね。そういう点では、住民がまだ、住民の中で反対意見が盛り上がっている中で、十分なその理解も得られないまま、知事が早々と問題なしの見解を出したのがかえってこじらせてしまっている原因じゃないのかなと、ちょっと理解したんですが。

(谷本会長) そういう側面はあるのかもしれませんが。私もたぶん①がどのような意味合いを持つのか、この会で判断するとか、意見を言うときもですね、たぶん論点になるかと思えますけども、それで持ち出したかどうかはちょっと今遡っていくと、こういう場ではないと思いますので。他、いかがでしょうか。

(辻委員) すいません。この知事が言われるコンパクトなまちづくりの推進と調和するっていう、この調和の意味というのは、単にその場所とか、今言われたいろんな規定が調和するっていうことなのか。だから条例というのは、全てこう杓子定規のようなこの規定の中にはまっていますということのみと捉えて調和していると言われるのか、それとももっとその調和っていうことの意味合いを知事がどういうふうに捉えているかということ、私は一番知りたいと思えますけど。

(谷本会長) どうでしょう。これは答えられるかな。知事、知事が出てきているわけじゃないですから。ちょっとすぐにお答えいただけないのであれば、その観点もちょっとまた、いろいろと議論して、十分議論していただいて次回、こうだということを言っていたらと思いますけども。

(前田室長) 最初の方の条例の趣旨等で説明しましたとおり、この条例というのが郊外地でのこういった施設の乱立を防ぐということでございまして、できるだけインフラ等が整ったところに集約させましょうという意図で作った条例でございます。ですから、そういった意図に調和という言葉がどうかは別にしましてですね、それに合っているという意味合いでこういった文言を作っているというところですよ。

(山口次長) この条例とかじゃなくて、一般にご理解いただければと思いますけども、今回の中、条例にありますようにやはり何かを規制するとか、何かするときにはやっぱり、客観的にやらないと、主観でいつもこれはやってはいけない。そういうことですので、この条例にありますように、1つはやっぱりルール化というのも大事な手続きになると。その中で、先程もご説明いただいたようないろんな指標がある。そういったことを確認するということが、それは一般的に重要な観点であるというふうにと考えるとあります。それで、これは逆に言いますと、それにやっぱり抵触しないものまで規制するののかというのは、またこれ別ないろんな意見もあろうかと思えますので、こういった一般ルール化をしていくということがやはり今回の条例の中でも1つ重要なポイントとして、定めたものというふうに我々は理解してございます。

(谷本会長) 他あったでしょうか。はい、お願いします。

(濱田委員) はい。ありがとうございます。各種団体の意見が出ているんですけども、一般的に住民の方が懸念されている意見というのはこういう感じなのかなというふうに思うんですけども、この県に対する要求、要望が法令に触れてない限りは、先程おっしゃられましたけれども企業の商業活動を妨げることはできないというふうにおっしゃられたんですけども、どちらかを、これちょっと整合性がというか、どちらを優先するのかなという、全く別物なので、反対、対面していると思うんですね。その辺をどういうふうに理解されるのかなということを教えていただきたい。

(前田室長) 先程も申しあげましたように大規模集客施設をインフラの整ったところに集めていくことが目的ということでございまして、集客施設の中にはいろんなジャンルがあるんですけども、その中でこの施設について規制をしましょうというような条例、目的とした条例ではないというところでご理解いただければと思っております。

(谷本会長) まったく分かったような、分からんような、

(濱田委員) 分かりません。

(前田室長) そうですか。

(谷本会長) もうちょっと話をして、またちょっと私もちょっとよく分からなかったです。

(木谷委員) 実は、私もこの条例そのものを読み込んでないんですが、第3条のこれ2項1号ということになると思いますけれども、大規模集客施設はその立地について関係市町村の住民、括弧内がありまして、の理解を得るため、必要な努力が払われた場所に立地させることというふうにあります。今、片木先生がおっしゃった部分はこの①のところだと思いますが、ということになると理解を得るために必要な努力が払われたのであれば、努力はなされたというようなことであれば、もう十分にその理解を得るための説明会、あるいはさまざまな、何ですか、例えば照明機具を道路側から離すとか、そういうふうな努力は払われたのですということでの1番はクリアしてしまうんだと考えてよろしいんですか。

(前田室長) 今、木谷委員さんの方から発言がありましたとおりですね、ここの努力が払われたという、ここですね、ありますけれども、おっしゃられるように住民説明会も開催していると、その後まず意見を出す前に、住民さんからの意見に対して対応はしていただいているというところもありますんで、委員さんがおっしゃられるような見解で県の方もというところがございます。

(谷本会長) たぶん先程の濱田委員の意見の回答というか、考え方もあると思うんですが、基本的には法律の話なので、その法律に抵触していなければこれは何も妨げられない。我々とか、法律はという意味ですよ。弁護士の先生、ご講義いただきたいと思っております。そういう考え方でいいんでしょうかという。

(金山委員) 条文に抵触しなければもう形式的に判断するしかないと思う。文言が結構曖昧なので解釈は。

(谷本会長) はい。

(金山委員) はい。どう解釈しても当てはまる。この解釈に当たっては、たぶんこうなんか、前文みたいなところを、何て言うか、前文の趣旨を勘案しながら曖昧なところを解釈していくしかないと思います。

(谷本会長) そうですね。こうして難しいからこそ、こういう委員会で話なさいということで、白黒つくんであればこんな会で話をする必要はないんですけども。だからそういう法律のよく分からない部分というのを我々の肌感覚で、プラス法律は法律なので、その法律に抵触しているか、していないとか、明らかに反していなければ基本的に我々は何も良いとか悪いとか言えないという立場で考えていくんだらうと。何を言っているか分からないかもしれませんが、そういうことでスタンスはそういうことなんだらうと。

ちなみに、ちょっと私お聞きしたいんですけども、住民さんから出てきている異議もよく分かるんですけども、ただこの法律の趣旨と、ちょっと議論がずれているような感じがするんですよ。法律はやっぱり郊外への流出防止ですね、それがメインですよ。一方、意見が、異議申立で出てくるのは、その土地にその立地が適正なのかどうかという、ちょっとずれているんですよ。それで、そもそもその土地にそういう施設が適切かどうかというのは別の法律というか、例えば建築審査会、もっと近いところで、鳥取市ですね。要は県より市の方が考えるべき問題ですね。違ったら言ってくださいね。それで、鳥取市の方は同じような委員会が立ち上がって同じような審査をしているんでしょうか。その辺の状況ですね。

(前田室長) 鳥取市の方は、手続き的には先程ありました中高層の関係の要綱とかですね、そういうものがございます。それからあと建築確認の関係、それから開発行為の関係も鳥取市の方がいるということと、あと、大きなところで見れば都市計画そのものが鳥取市の業務、業務と言ったらあれですかね、範ちゅうの話であるというところがございますので、そこで議論していただくのが本当は良いんじゃないかなとは正直なところは思っておりますけど。

(谷本会長) まず唯一あるのがその鳥取市の方に意見を照会して、意見なしというのが唯一なんですけど、良いかどうかは別として、今までのあれとして、鳥取市の考え方として。

(辻委員) はい。

(谷本会長) はい。

(辻委員) 建築の許可はもう、鳥取市の方はクリアしているということですよ。

(前田室長) そうですね。

(辻委員) ですよ。だからそれを提案したとしても協議はしないんじゃないですか。

(谷本会長) ということになるんですかね。結局はこの会の役割にもなるんですけど。いずれにしろ良いか悪いかを言うわけじゃないんで、我々は。意見を言うという立場ですので、判断をする立場ではないと思うので、それはそれとして、何ですか、参考情報として我々は見ればいいんです。だから覆すとか、そんなようなことでは多分な

い。

(辻委員) 別にここでどんな議論をしてほしいかということをもっと明確にさせていただいた方が。

(谷本会長) そうですね。それもそうですね。

(辻委員) 自由に発言していいですよ、なのか、それともやっぱりその法律に則ってというところを見極めてほしいのか、ちょっとそこが私たちには分からない。

(谷本会長) うん、分かります、分かります。たぶん論点を示していただくんでしょうか、論点。それで、ただ、おそらくもう、先程の2枚目の片木委員からあった①、②、③ぐらいでそれぞれどうなのかということをも、たぶん、皆さんからご意見をいただきたいということになりはしないかというふうに私は思っています。それでよろしいんでしょうかということの確認なんですけど。

(山口次長) あくまでも審議会でございますので第3者としてのお立場として審議会でご意見をいただくというのが今回のやっぱりポイントになるわけでございます。

(谷本会長) ということになりますので、張委員さんお願いします。

(張委員) 先程の話になりますが、この第3条の第1号の部分の、それこそ必要な努力が払われたという、誰が判断するんですか、そのことを。どのような判断するんですか。

(前田室長) これにつきましてはあくまでも知事の判断ということになります。ですから、状況をみながら知事が判断したということです。

(谷本会長) だから、たぶん我々としては努力が不足しているというふうに思うのであれば、それはそれで申し上げたらいいと思います。ただ、それはさっきの、繰り返しますが、ひっくり返すということではなくて、その努力をどうやってこう、実現していくかというのはまたいろいろ県の方には考えていただかなきゃいけませんし、もし案があるのであれば、アイデアがあれば、それも含めてこういうような努力をしてほしいということをも、たぶん我々は言うべきなんだろうと思います。はい、他はいかがでしょうか。結構難しい、私も悩みながら発言をしています。はい、お願いします。

(片木委員) 先程も言いましたけど、やっぱりこの条例の趣旨は会長さんが言われたように確かに施設の郊外流出防止、コンパクトな施設、都市機能の集積を、集積っていうのはむしろ拡散を防止するための条例ですから、そういう面では住民の意見はそれからかなり外れた内容にはなっています。ただ、率直な気持ちは反映されているだろうと思うんですよね。それで、なぜじゃあ、こういった住民の異議申し立てとか、非常に多様な団体がその異議申し立てをしているという状況になっているかという、条例のそういった趣旨が、皆さんが言われていることと若干狙いが違うんですよとかですね、もう少しきちっと住民と何か対面して説明をされないと、それで実はこれ以上県としては受け止めようがなくて、住民の方の率直な意見はパチンコ店に来てほしくないということだと思っただと思うんですよね。県の方がそういったことを住

民の方にいうことはできないかもしれませんが、何かもう少し別の方法で厳密な運動なりに取組まれないと、ちょっと行政としてはこれ以上ちょっと手出しできないとか、そういったことも含めた何らかのやっぱり説明不足がこういった結果になってきているんじゃないかなと、住民のその意見の矛先をどこに向けたらいいのかってあたりを、何かちょっとアドバイスできるのか、できないのか分かりませんが、ちょっとやっぱり説明不足な感じがする。

(谷本会長) 多分そういう、そうですね。私も痛感というか、多分そういうあれあるんだろうなと思います。それで、今日どこまで議論するかですけどね。それを踏まえて今、でももうこういう状況にありますので、それを踏まえて、もう片木委員も半分こういうような見解を申し上げられたような気はしますけども。

具体的にどうやって進んでいけばいいのか、ということをお次回意見申し上げるといようなことでいいんじゃないかと思えます。ということで、もう1つありますか、外堀のところ、まだよく理解できない、立場としてどう、この審議会の立場として。はい、どうぞ。

(辻委員) いいですか。私が思うのに、その法律に適しているとか、条例に適しているということだけでその住民の思いというのをおざなりにして事が進んでいくということは、これから先もそういうことが起こり得るとい不安を私たち県民に与えてしまう恐れがともあると思うんですね。なので、その条例にただ適しているということだけではなくて、そこに住む人たちの思いというものをどれだけやっぱり知事さんとか、役所に勤める方たちがそこを汲み取って、そこを条例と上手く調和していくかということが私は一番大事なんじゃないかなって思うんですけど。

(谷本会長) おっしゃるとおりですね。その汲み取り方は多分いろいろあつたりすると思えますのと、この今回に関してもう既にルールが引かれた中でどのような形で今後進めていってもらおうのかということところで、多分次回、より具体的に突っ込んだ意見交換をするということかと思えます。多分、皆さんもその一生活者としての反応としてはもう当然理解、私も理解します。ただ、一方、法治国家ですから法律というのがあって、それで事業者からの話もありますし、そこはやっぱり引いた目線でどうなのかというようにところを話さなければいけませんし、言われたようにいかにこう、法律の文面だけみてこうというのはやっぱり運用としては違うと思えますね。

だからこそ、今後何を考えて欲しいのかということをおちゃんと伝えるべきなんだろうというふうに思えます。はい、じゃ、よろしいですかね。

今日は予備審議ということですので、ちょっと我々ももっと勉強をしてですね、法律も飲み込んでまた次回に移りたいと思えます。

今後、やっぱり県が、法律の運用者というか所管している主体ですから、その対応は県が考えていただいて、その考え方をベースに次回っていうことでよろしいですかね。何もないまま議論してもということ、こちらも対応策というのを考えて、皆さん言っていたことはだいたい汲んではいただいていると思えますので、

そういったことで次回の審議をお願いしたいと思います。

ということでよろしいですかね。はい、ありがとうございます。続きまして、事務局より報告事項がいくつかありますので簡潔にお願いいたします。

(河原技師) はい、じゃあ失礼します。手短にさせていただきます。2点ですけども、1点目がこれまで長いことご審議いただきました米子境港の都市計画のマスタープランについて昨日一応全て手続が終わりまして告示をさせていただきました。引き続き、2点目ですけども、この米子境港に続きまして、来年度以降、この審議会の審議案件というのを書かせてもらっていますけども、この一番上の方に鳥取とか、倉吉だかのマスタープランのご審議を今後お願いしたいなと思っております。それで後ずらっと予定案件というところに、来年度、再来年度の現時点の予定ご審議いただく案件を列記させていただいておりますので、また引き続きよろしくをお願いいたします。

(谷本会長) よろしいですか。はい、ありがとうございます。特によろしいですかね。はい、ではこれにもちまして審議は終了とさせていただきます。じゃ、以後の進行は事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

(竹森課長) ありがとうございます。まず、初めの本日の前半の方、第1号なんですが、承認いただきました米子境港都市計画道路の変更につきましては4月上旬頃までには都市計画決定の告示をしたいというふうには考えております。また、先程まで熱心にご議論していただきました大規模集客施設につきましては、いただきましたご意見等踏まえまして、できますれば次回5月頃予定に改めて審議の方お願いしたいというふうに思います。具体的な日程調整は後日させていただきますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。お忙しい時期とは思いますが次回のご出席の方よろしくをお願いしたいと思います。そうしますと、これをもちまして審議会の方、終了したいと思います。どうもありがとうございました。